

生徒心得

A. 基本

1. 本校教育の主旨を理解し、健全な心身の発達に努めること。
2. 学校職員の指導に順応し、自主的精神を養うこと。
3. 常に施設・設備の清潔保全に留意すること。

B. 細則

1. 登下校について

- ア. 登校時刻を午前8時25分とし、最終下校時刻を午後4時45分とする。
- イ. 登校後は下校時刻まで外出を禁止する。
- ウ. 居残りを希望する生徒は担任や顧問、日直等の教員に届け出て、許可を得ること。
- エ. 外出を必要とする生徒は、担任に外出許可証を発行してもらうこと。
- オ. 休日登校を希望する生徒は、前日までに担任や顧問の教員に届け出て許可を得ること。

2. 服装・礼儀について

- ア. 服装は原則として本校所定のものを着用すること。(ただしやむを得ず異装する場合は、「異装届」を、学級担任および生徒・保健部に提出し、許可を得ること。)
- イ. 校舎の清潔を保持するため屋外靴(運動

- 7 -

る法律」に基づき、就学支援金の申請を提出期限までに行い、認定および支給決定を受けた場合は、就学支援金と授業料を相殺します。

2. 学校徴収金（学年積立金・生徒会費・P.T.A会費）

保護者または生徒名義のゆうちょ銀行口座から自動払込み(引き落とし)となります。
納入金額、納入回数、納入時期については、別途通知します。

H. 経営企画室窓口の取扱い業務について

1. 窓口取扱い時間（土・日および祝祭日を除く）

午前8時30分～午後5時

2. 取扱い内容

- (1) 証明書の発行
 - ・在学証明書 生徒証明書 その他
 - ・申込み 所定の用紙に記入のうえ直接窓口へ提出する。
 - ・交付 申し込みをした翌日発行。
- (2) 学割証の発行（使用目的の範囲あり）
 - ・申込み 旅行届を担任に提出し、担任印を受け、学割証発行申請書を窓口へ提出する。
 - ・交付 申し込みをした翌日発行。
- (3) 諸届、願出の受付
 - 退学・転学・休学・復学申請書は担任へ

提出する。

3. (1)(2)に関する夏季、冬季、春季休業中の取扱いも同様とする。

I. 忌引き

下の通りとする。

父 母	7 日
祖父母	3 日
兄弟姉妹	3 日
叔父叔母・伯父伯母	1 日
甥 姪	1 日

忌引きの場合は、速やかに担任に連絡すること。

靴を兼ねてもよい), 屋内靴(本校指定の上履、体育館履), を区別使用すること。
ウ. 常に礼儀を正しくし、校舎の内外を問わず、職員・来訪者はもとより、生徒相互間においても挨拶を交わすこと。

エ. 生徒相互の交際は常に朋愛を旨とし、相互に人格の向上につとめること。

オ. (1) 所持品には記名し、各自保管に万全を期するとともに、万一紛失したり、拾得したりしたときは、生徒・保健部に届け出ること。

(2) 多額の金銭または、貴重品等は学校に持参しないこと。やむを得ず所持する場合は自身から離さないようにするか、または各自のロッカーに入れ鍵をかけるか、担任に預けること。

C. 願書・届書

1. 退学・転学・休学・復学等を希望する場合は、所定の願書に事由を記して担任に願い出ること。

(病気等のため、退学・休学を必要とする場合は医師の診断書を添えること。)

2. 転居・改姓の変更等はそのたびごとに、速やかに担任に届け出ること。

3. 欠席・遅刻・早退・欠課・見学等の場合は生徒手帳該当欄にその事由を記入の上、事前

- 8 -

服装のきまり

ア. 制服は、原則として本校所定のものを着用すること。

冬期（10月～5月）

男子…ブレザー・白ワイシャツ・ネクタイ・スラックス

女子…ブレザー・白ワイシャツまたは白ブラウス・リボン・スカートまたはスラックス(スラックス着用時のみネクタイ可)

夏期（6月～9月）

男子…白のワイシャツまたはポロシャツ・スラックス

女子…白のワイシャツまたはポロシャツ・スカートまたはスラックス

イ. セーター着用の際は、指定のセーター・カーディiganを着用する。

ウ. ソックスの色は白・紺・黒・グレーとする。

エ. 登下校にコート類を着用する場合は、華美にならないものとし、必ずブレザーの上に着用する。

オ. 靴は、屋外靴(黒色または茶色の革靴か運動靴)、上履き、体育館履きの区別使用をすること。

カ. 以下のことを禁止する。

① パーマや染髪・脱色・エクステ・極端な刈

に担任に届出る。突然的な病気や事故のため、これが不可能な場合は、速やかに電話等で連絡し、登校できた段階で生徒手帳で届出る。

D. 校外生活

1. 旅行をする場合は、保護者または大人が付き添うことが原則である。

2. 校外で事故のあった場合は速やかに学校に連絡すること。

3. アルバイトはしてはならない。ただし、家庭の事情等でアルバイトを必要とする場合は担任に届け出て許可を得ること。

E. 学習・部活動

1. どの学科にも軽重をつけることなく、各科均一に勉強し、努力すること。

2. 放課後部活動にあっては、少なくとも一つの部を選んで教養と個性の伸長を計ること。

F. 保健・清掃

1. 平生規律正しい生活を心がけ公衆衛生を重んじて、健康の増進に努めること。

2. 清掃は別に定める計画に基づいて毎日実施し、常に校内の清潔整頓に留意すること。

G. 授業料・学校徴収金の納入について

1. 授業料
平成26年度入学生から授業料不徴収制度が終了し、年額118,800円を負担していただきますが、「高等学校等就学支援金の支給に関する

- 9 -

り上げ。

- ② 化粧をすること。
- ③ カラー CONTACTレンズの装着。
- ④ 爪の装飾や加工。
- ⑤ アクセサリー(ネックレス、指輪、ピアス、サングラスなど)の装着。
- ⑥ カラーストッキングの着用。
- ⑦ スウェット・パーカーの着用。
- ⑧ スカートを切る、短くする等の加工。

キ. 5月上旬と10月上旬を移行期間とし、その期間は生徒保健部が別途定める。

ク. やむを得ず規定に従えないことが生じた生徒に対しては「異装届」を担任及び生徒保健部に提出させ、許可をする。